

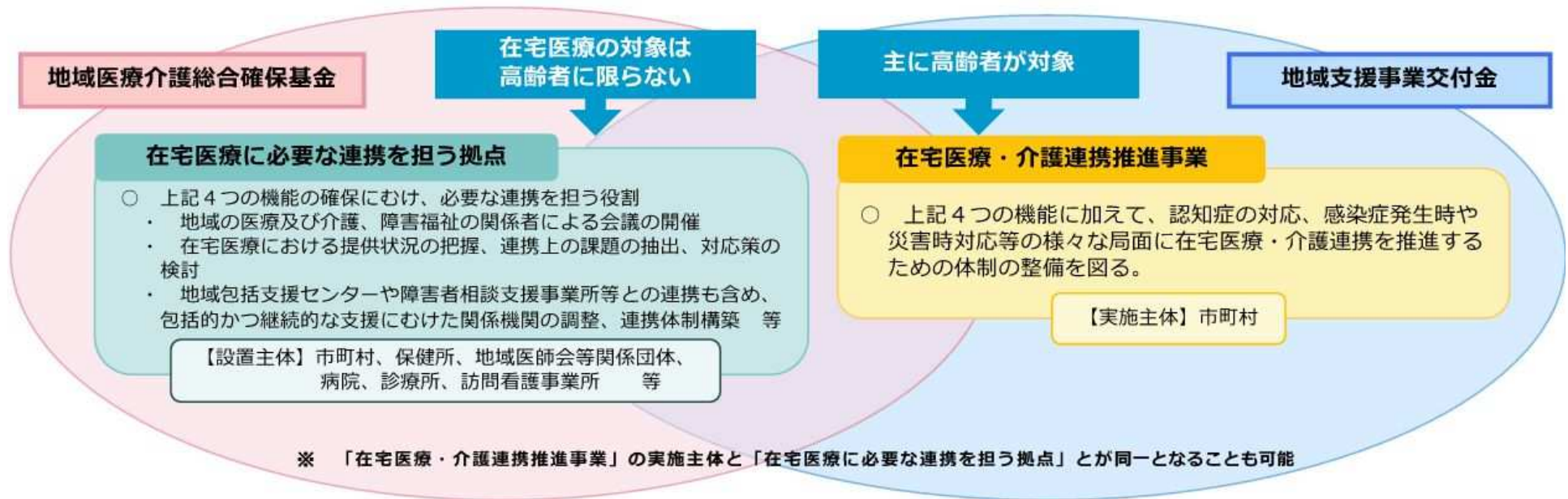
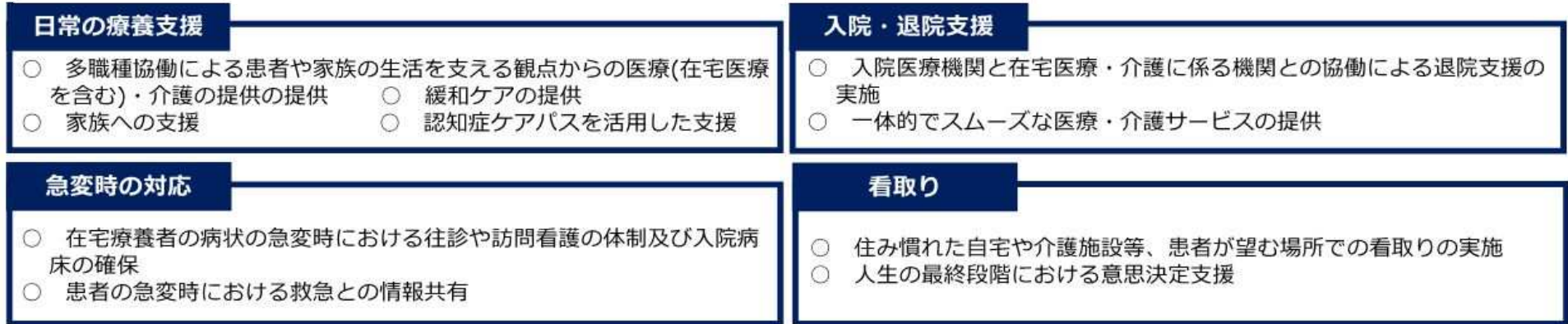
在宅医療に必要な連携を担う拠点の 整備について

令和8年3月12日

沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

在宅医療の体制整備

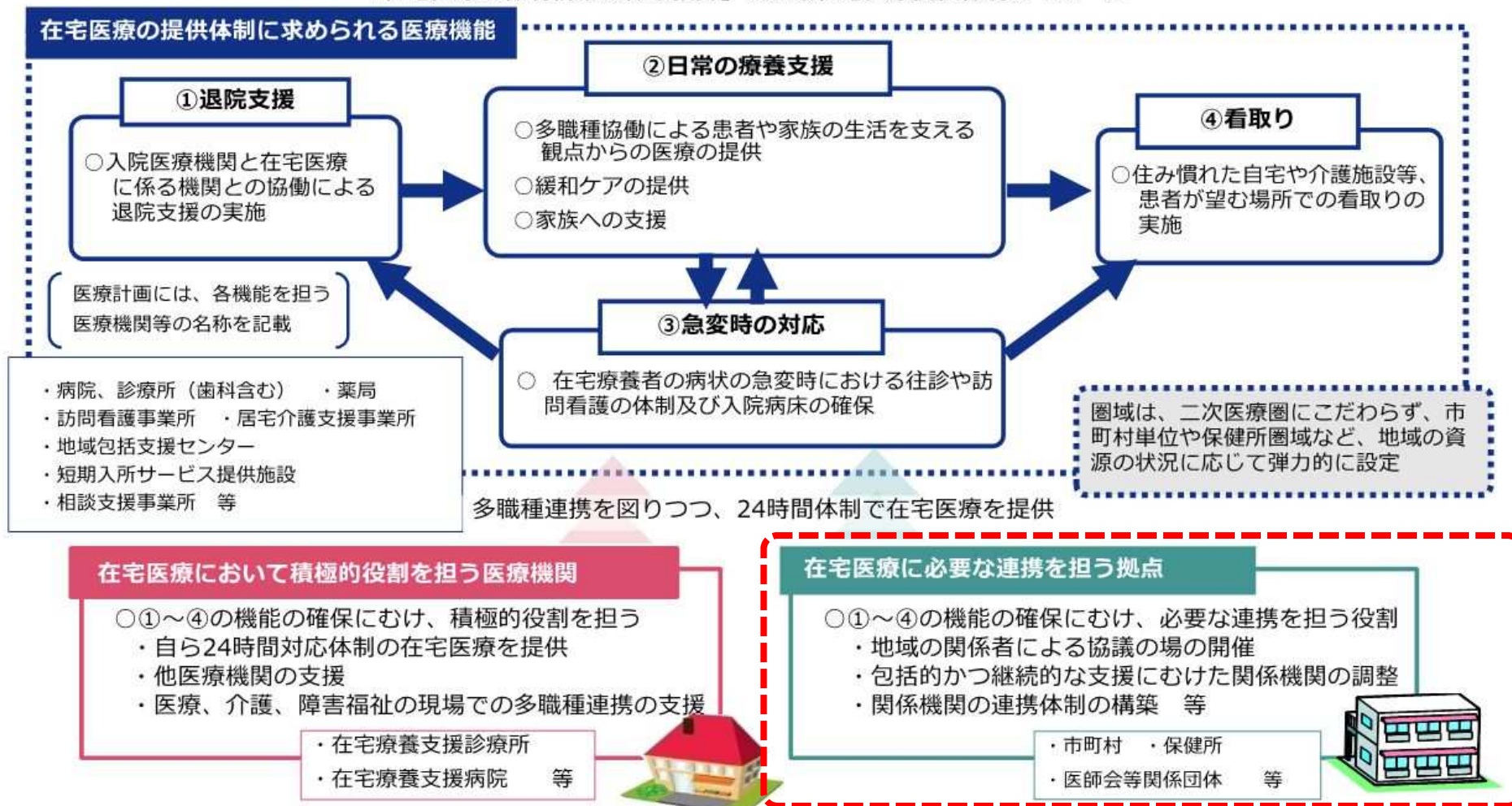
- 第8次医療計画に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には「市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である」と記載されている。



在宅医療の体制整備

○ 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載するものとされている。国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～



【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

在宅医療の推進体制

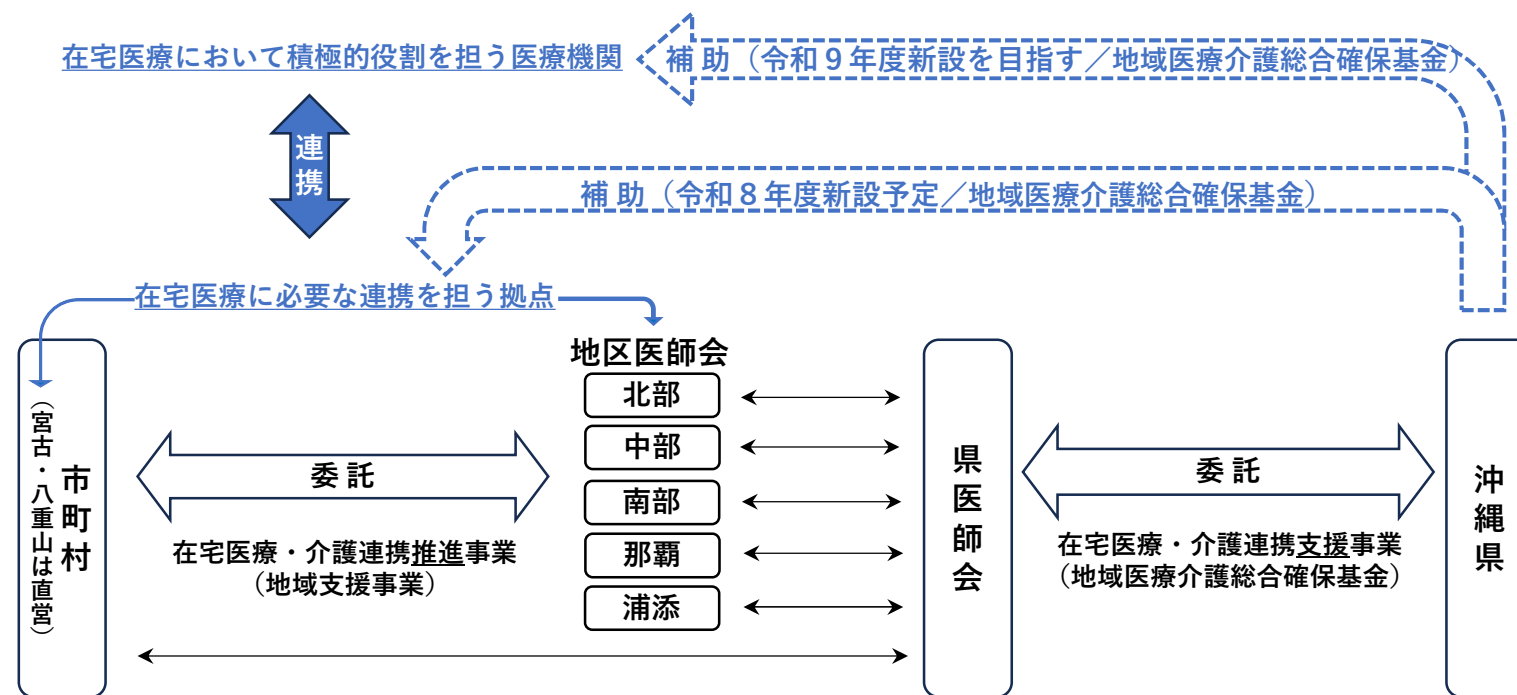
第8次沖縄県医療計画における位置づけ	医療機関名(R7.11時点)
<p>在宅医療において積極的役割を担う医療機関 退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りに係る体制構築のため、各圏域において、多職種と協働し、積極的に在宅医療を提供する医療機関</p>	<p>【北部】やまだクリニック、今帰仁診療所、かじまやリゾートクリニック、おおいし医院、中央外科、やんばる協同クリニック</p> <p>【中部】海邦病院、北中城若松病院、宜野湾記念病院、翔南病院、北谷病院、なかがみ西病院、与勝病院、愛聖クリニック、いきがい在宅クリニック、玄米クリニック、こばし内科クリニック、すながわ内科クリニック、TOWN訪問診療所沖縄、ファミリークリニックきたなかぐすく、マリン住宅クリニック、ゆい往診クリニック、和花クリニック</p> <p>【南部】西崎病院、南部クリニック(那覇地区)かかずハートクリニック、きなクリニック、ゆずりは訪問診療所、ライフケアクリニック那覇、首里千樹の杜クリニック、曙クリニック、首里協同クリニック、はいさいクリニック、Kukuruキッズクリニック、シャロンクリニック(浦添地区)牧港中央病院、名嘉村クリニック、にぬふあぶし診療所</p> <p>【宮古】下地診療所、ドクターゴン診療所、ひさまつクリニック</p> <p>【八重山】ぬちぐすい診療所、とうもーる診療所</p>
<p>在宅医療に必要な連携を担う拠点 各圏域において、在宅医療に必要な連携を推進する上で中心的役割を果たす機関</p>	<p>北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会、宮古島市、石垣市、竹富町</p>

在宅医療の推進に向けた県の施策

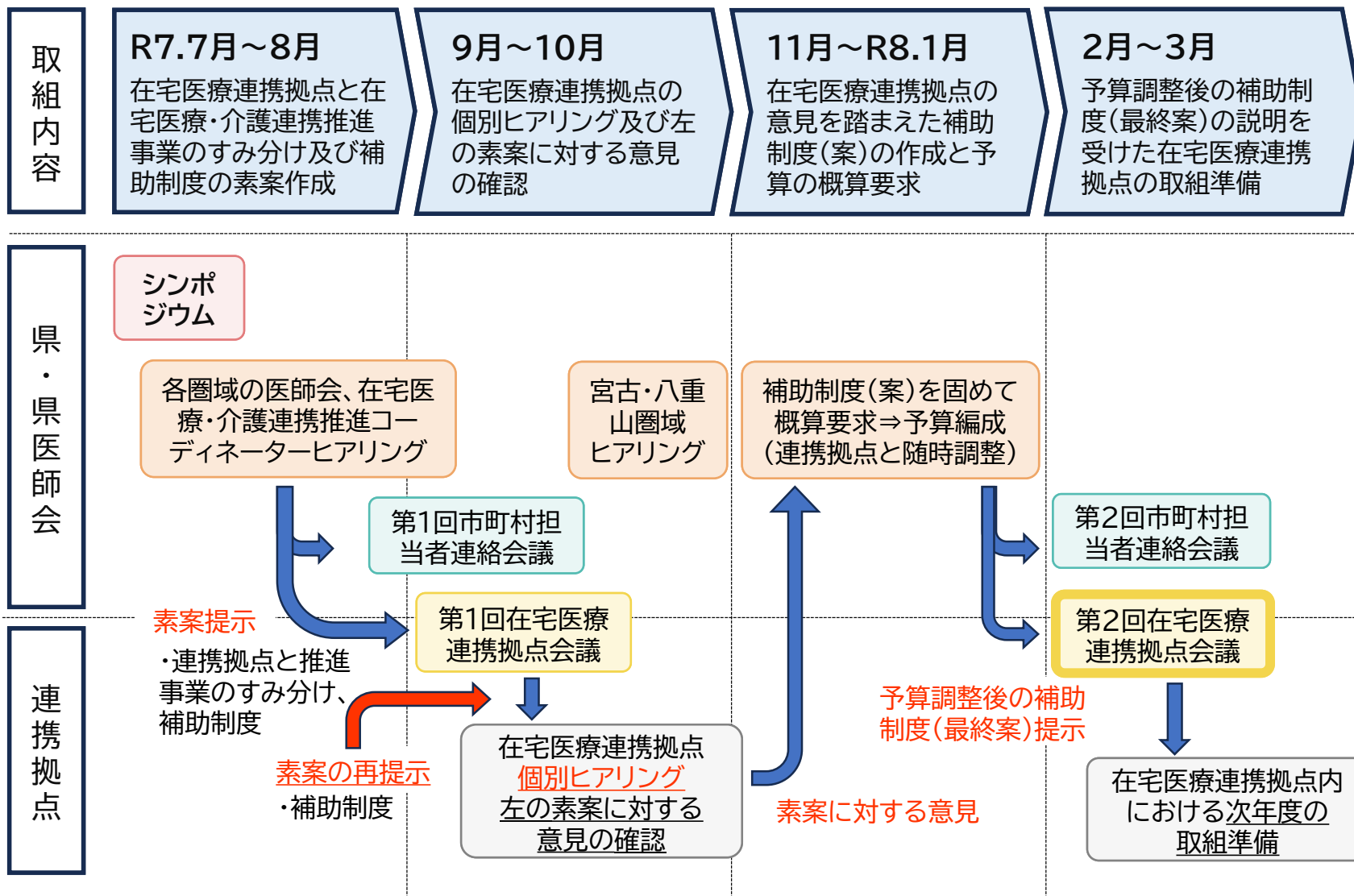
在宅医療連携拠点では、以下に例示するような、在宅医療・介護連携推進事業による充実強化が難しい項目を整理のうえ、各拠点(地区医師会等)による主体的な事業の実施を後方支援する補助制度の創設を検討する。

- (例)
- ❑ 会議の開催:在宅医療の提供状況を踏まえた課題の抽出、必要な対応策の検討
 - ❑ 連携強化:在宅療養者(高齢者施設含む)急変時対応や24時間体制の構築、多職種の情報共有(病診連携、診診連携、介護との連携等)
 - ❑ 研修:在宅医療についての医療、介護関係者等に対する研修の実施

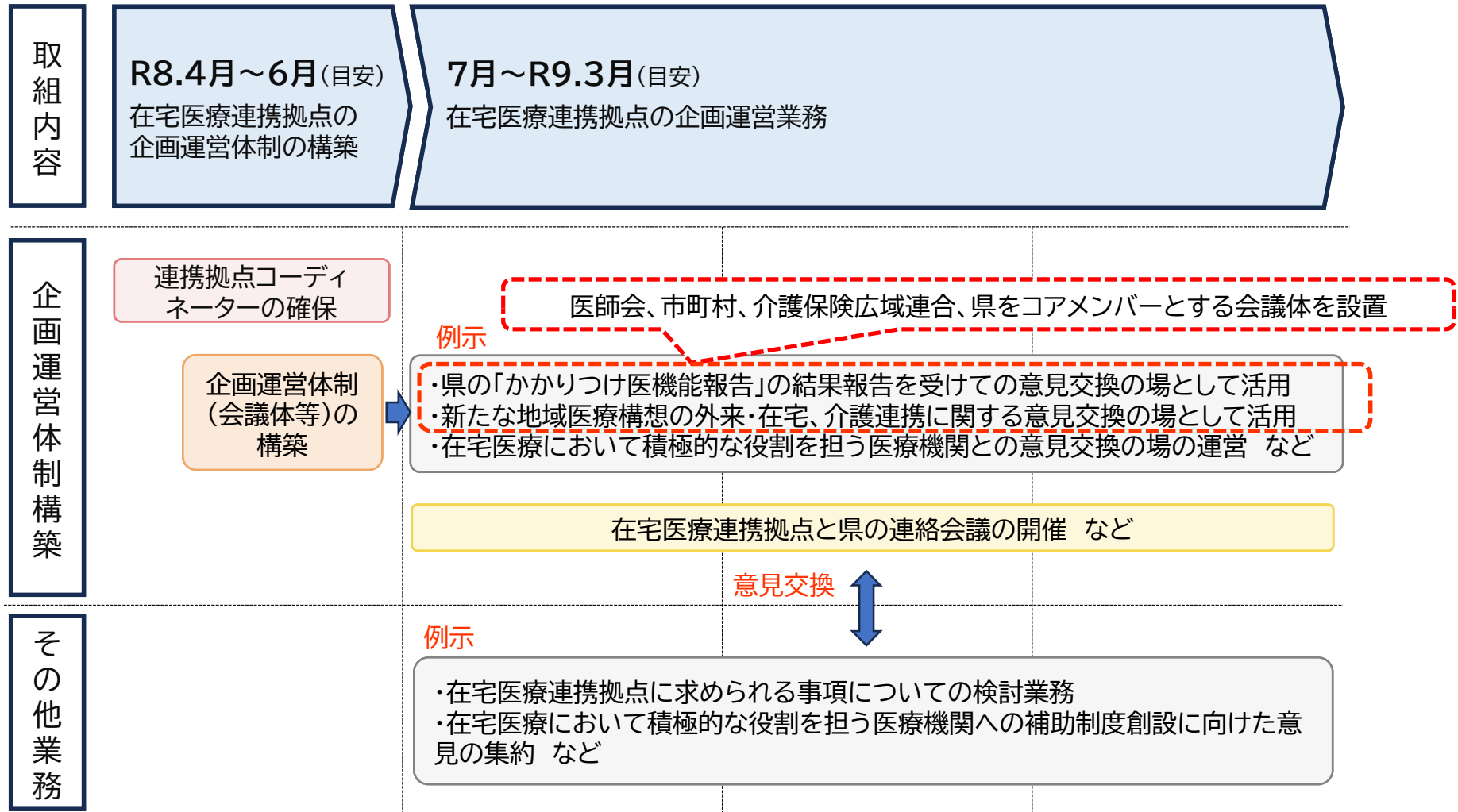
また、在宅医療連携拠点による調整機能がより発揮しやすくなるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関への補助制度の創設も併せて検討する。



令和7年度のスケジュール



令和8年度 在宅医療連携拠点事業計画の標準例(素案)

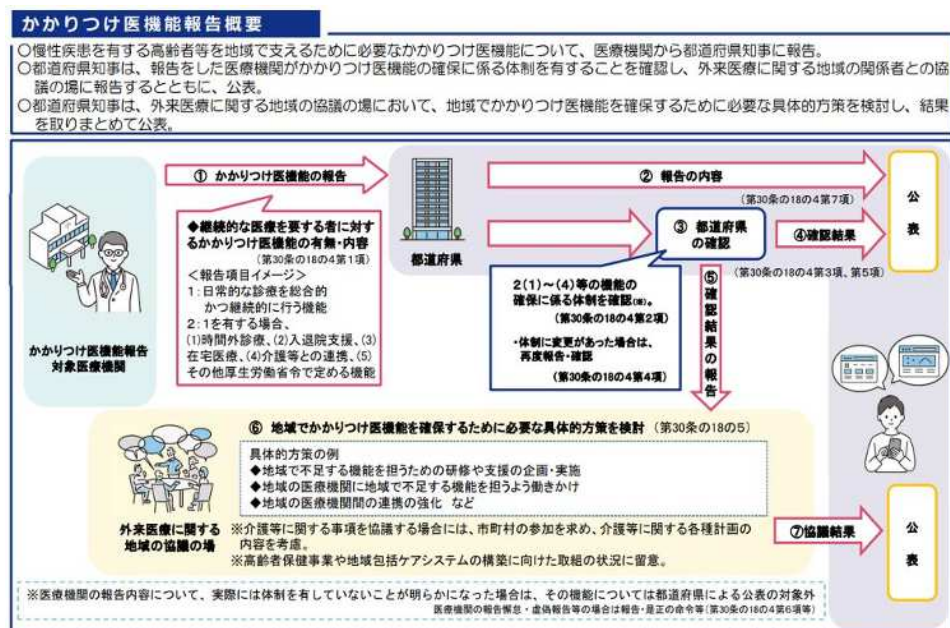


在宅医療に必要な連携を担う拠点に設置する会議の活用①

在宅医療連携拠点では、地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議の開催や関係機関との調整を行うことが求められている。

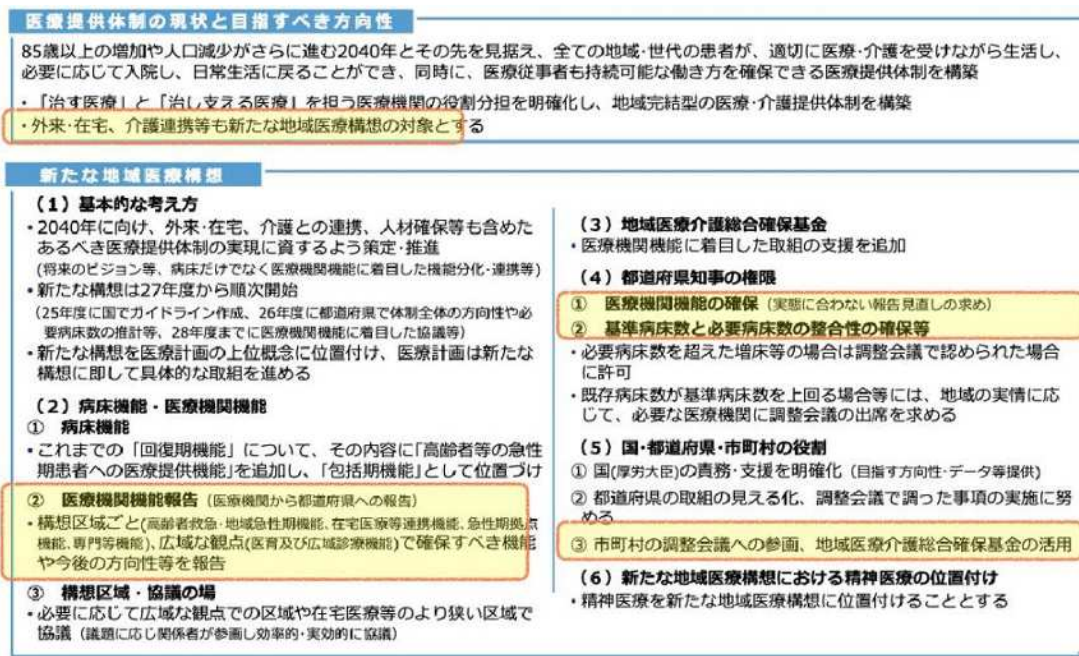
同会議体は、同様の趣旨・内容を協議することとなる「**かかりつけ医機能報告制度における協議の場**」及び「**新たな地域医療構想における外来・在宅、介護連携に関する調整の場**」としての活用も想定される。

(参考)かかりつけ医機能報告制度



出典：第102回社会保障審議会医療部会 令和5年9月29日資料

(参考)新たな地域医療構想の方向性

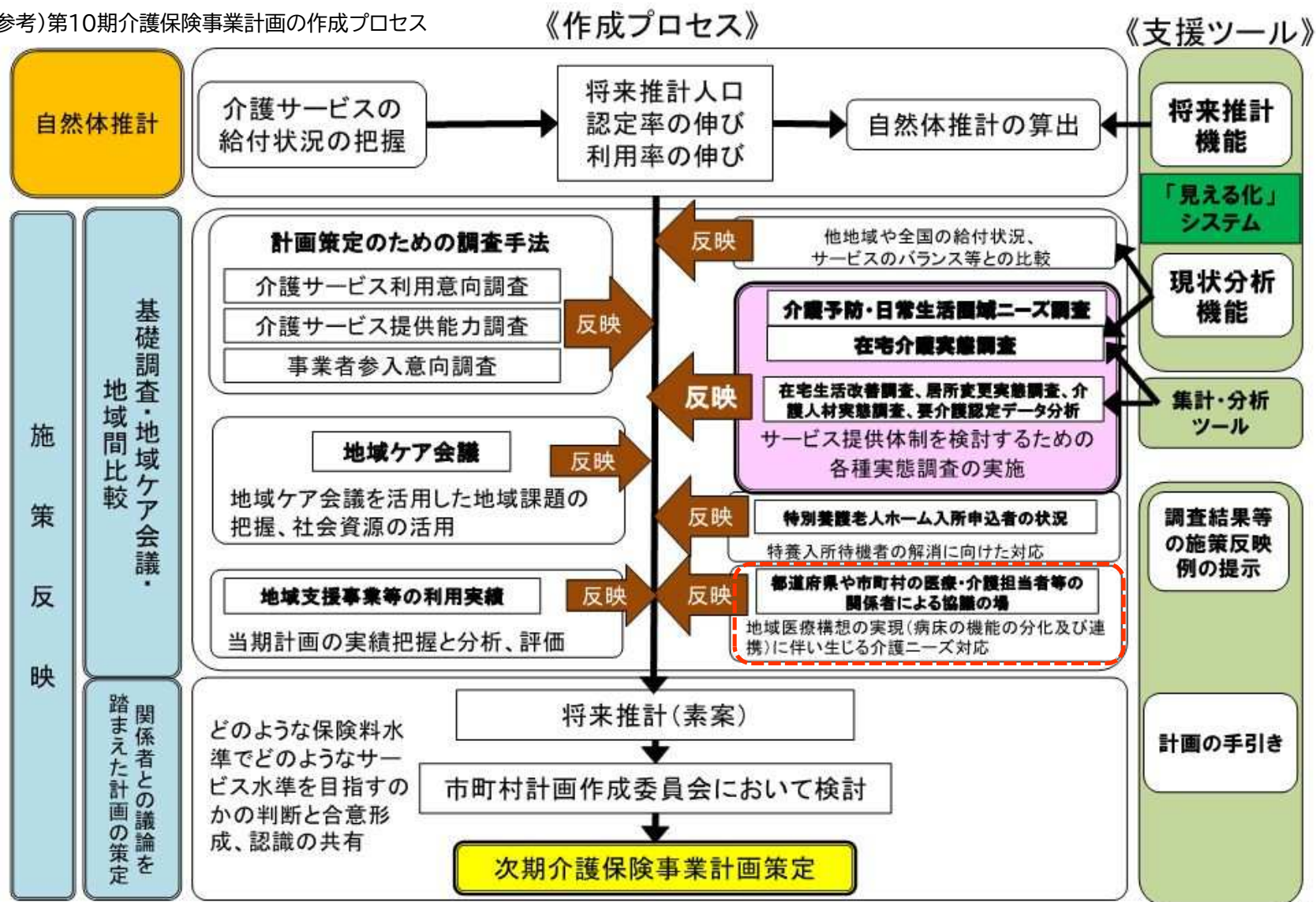


※ 「かかりつけ医機能報告制度における協議の場」及び「新たな地域医療構想における外来・在宅、介護連携に関する調整の場」として在宅医療連携拠点の会議体を活用する場合は、参加者の追加・変更が必要か調整のうえ、議題の提案や協議結果の公表は県が行うことを想定している。

在宅医療に必要な連携を担う拠点に設置する会議の活用②

関連して、新たな「介護保険事業計画の作成に向けた県と市町村の医療・介護関係者等の協議の場」として活用することも想定される。

(参考)第10期介護保険事業計画の作成プロセス

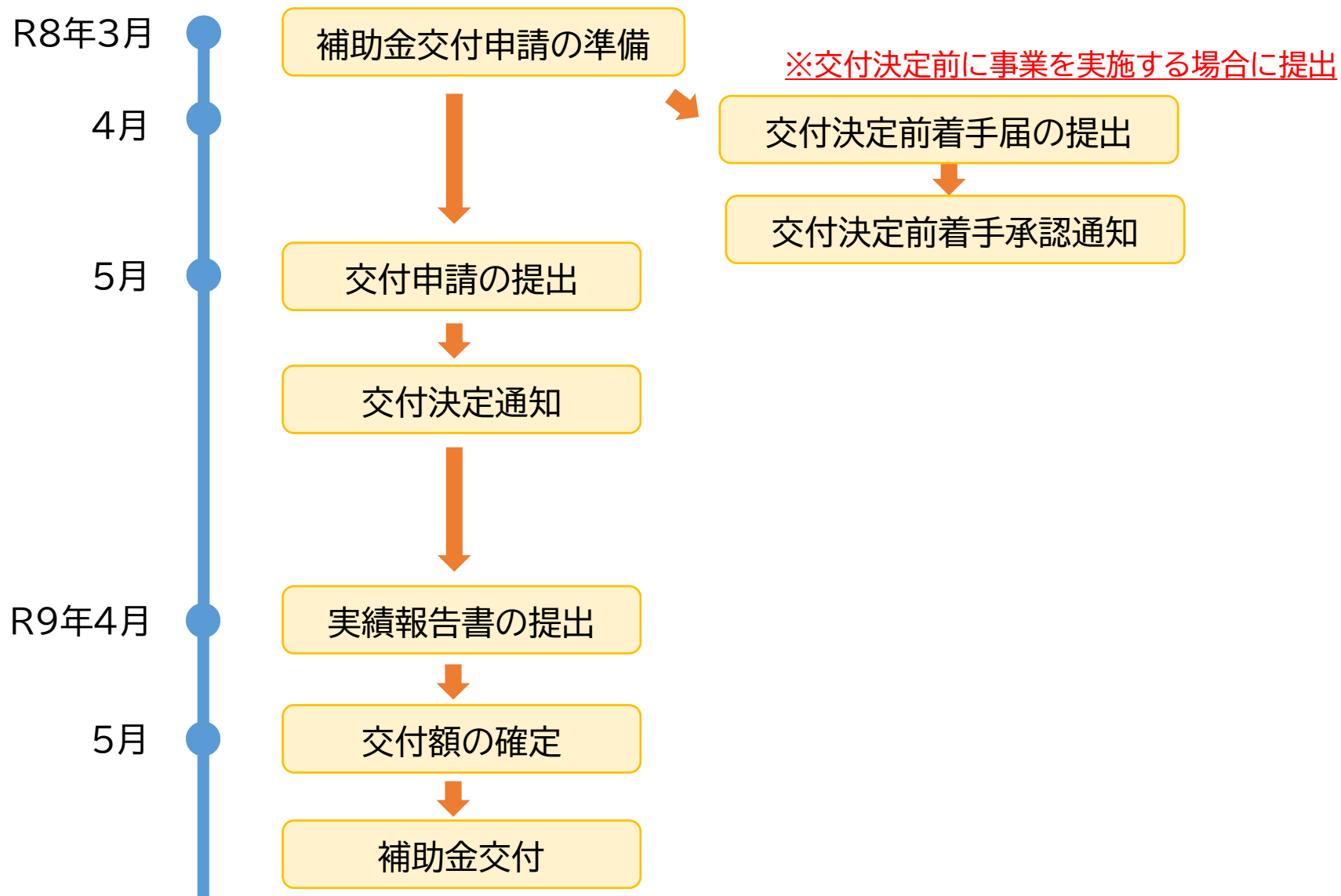


補助制度の概要

沖縄県在宅医療提供体制強化支援事業(案)

項目	内容
目的	在宅医療提供体制の整備及び強化に係る取組に対し補助を行い、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の充実を図ることを目的とする。
実施主体	北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会 (なお、宮古・八重山医療圏における連携拠点の在り方については、各医療圏に所在する市町村及び地区医師会等の関係者と協議を継続したうえで、必要に応じ本事業の対象とすることを検討する。)
事業内容	コーディネーターを配置し、次に掲げる取組を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制を構築する。 (1)在宅医療提供体制における課題の抽出及びその対応策を検討する会議の開催 (2)在宅医療提供体制の強化を目的とする取組 (取組例)在宅医療の提供状況、課題の把握、連携体制構築のための取組(勉強会、検討会等)、関係機関との調整、研修、普及啓発等
基準額	1拠点あたり650万円
対象経費	地域における在宅医療の提供体制の整備及び強化に係る取組に要する次に掲げる経費 人件費、雇用保険料、社会保険料、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費
補助率	10分の10

今後のスケジュールについて



参考：連携拠点への支援について

令和8年度在宅医療介護連携支援事業(案)

- 1 在宅医療・介護連携統括アドバイザーの配置
- 2 連絡会議の開催
- 3 研修会、講演会等
 - ア 在宅医療の体制強化及び介護連携の推進に資する研修及び講演会
 - イ 医療・介護専門職の相互理解の推進に資する研修
 - ウ 在宅・医療介護連携コーディネーター及び連携拠点コーディネーター勉強会
- 4 連携拠点の運営に関する支援
 - ア 連携拠点の取組推進に向けた有識者・実践者による個別相談会の開催
 - イ 宮古圏域、八重山圏域における連携拠点の連携推進に関する支援
 - ウ 特別養護老人ホーム等の配置医師の連携支援
- 5 小児在宅医療提供体制の推進
 - ア 小児在宅医療における提供状況の把握、課題の抽出及び対応策の検討
 - イ 関係者の連携体制構築や情報共有の支援
 - ウ 研修の実施
 - エ 普及啓発
- 6 在宅医療・介護連携に関する普及啓発
在宅医療・介護連携の重要性やコーディネーターの業務内容をわかりやすく情報発信する取組の実施
- 7 ACPIに関する周知・広報

ご清聴ありがとうございました。

